

第202100321966号
令和4年3月28日

介護保険サービス事業所等を運営する法人代表者
障害福祉サービス事業所等を運営する法人代表者
障害児通所支援事業所等を運営する法人代表者 } 様

鳥取県中部総合事務所長
(公印省略)

介護保険サービス、障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等に係る集団指導について
(通知)

本県の福祉保健行政の推進については、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

県で例年開催している「介護保険サービス、障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等に係る集団指導」については、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明資料を中部総合事務所福祉保健局ホームページに掲載し、開催に替えさせていただくことになりました。

つきましては下記のとおり「介護保険サービス、障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等に係る集団指導」説明資料を中部総合事務所福祉保健局ホームページに掲載しましたので受講をして下さい。

記

1 対象事業所・施設

中部管内で介護保険サービス事業、障害福祉サービス等事業、障害児通所支援等を実施する事業所・施設（当局が指定権者となる事業所・施設が対象です）

2 説明資料及び受講確認書の掲載日時・掲載箇所等

(1) 掲載日時 令和4年3月28日（月）※掲載期限は設けません。

(2) 説明資料掲載箇所（URL） <https://www.pref.tottori.lg.jp/296216.htm>

3 内容

【資料1】 介護保険法に基づく実地指導の主な指摘事項等について

【資料2】 障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等実地指導の主な指摘事項について

【資料3】 社会福祉施設等における新型コロナウイルス対策について

(担当) 中部総合事務所県民福祉局
共生社会推進課施設指導担当 藤田 定久
電話：0858-23-3128
ファクシミリ：0858-23-4803